

令和8年度 安曇野ブランド発信支援事業業務委託
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(審査委員会の設置)

第1条 令和8年度 安曇野ブランド発信支援事業業務委託の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選考するにあたり、その手続きを厳正かつ公平に行うため、令和8年度安曇野ブランド発信支援事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表1に掲げる者を充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、業務委託契約を締結した日までとする。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、または可否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

(選定方法)

第6条 当該プロポーザルの企画提案書等の審査は、別表2に定める審査項目、評価基準及び配点により行うものとする。

- 2 各審査委員が各審査項目の評価基準により点数を付与し、審査委員ごとの参加者順位を決める。参加者順位1位を最も多く付けた参加者を候補者とする。参加者順位1位が同

数の場合は、参加者順位2位を最も多く付けた参加者を候補者とする。以下同数の場合は同様に3位4位と続ける。

- 3 参加事業者が1事業者となった場合も、プロポーザル方式による事業者の選定を実施する。ただし、全審査員の評価点の平均が満点の6割を下回る時は不採用とする。

(守秘義務)

第7条 審査委員及び関係者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、商工観光スポーツ部商工労政課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年2月5日から施行する。
- 2 この要領は、業務委託契約を締結した日をもって廃止する。

別表1（第3条関係）

役職名	職名・所属
委員長	安曇野市商工観光スポーツ部長
副委員長	安曇野市商工観光スポーツ部商工労政課長
委員	安曇野市政策部政策経営課（所属長が指名した者）
委員	安曇野市農林部農政課（所属長が指名した者）
委員	安曇野市商工観光スポーツ部観光課（所属長が指名した者）

別表 2 (第 6 条関係)

企画提案書等を特定するための評価基準

評価にあたっては、以下の「評価基準」に基づき、参加表明書、企画提案書の内容及びプレゼンテーションの結果により、総合的に判断する。

審査項目		評価基準	配点
基本的事項	経営基盤	・ 経営状況が安定し、事業遂行能力に問題はないか。	10
	業務実績	・ 業務を滞りなく遂行できる類似業務等の実績が十分にあるか。	10
企画提案力	基本の方針	・ 業務受託の方針（基本的な考え方）が優れているか。	20
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容の詳細について、仕様書に記載されている内容に基づき、その目的、内容等を的確に反映した企画内容になっているか。 ・ 商工業・農業・観光等を横断的にとらえる視点が提案に反映されているか。 ・ 出展候補イベントの選定理由が妥当で、事業目的に合致しているか。 ・ 情報発信ツールや媒体の選定が妥当で、市内事業者の商品の魅力を効果的に伝える内容になっているか。 ・ 企画提案内容に工夫や独創性がみられるか。 	40
	全体スケジュール	・ 適切な事業スケジュールが示されているか。	10
	見積書評価	・ 提案内容を検討して妥当かどうか。	10
配点合計			100